

国民年金保険料の免除・猶予・学生納付特例 4月から申請期間が2年1カ月前の月分まで拡大

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の方は国民年金に加入します。自営業・無職・学生などの方は国民年金保険料を納めなければなりません。所得が少ないときや失業などにより国民年金保険料を納付することが難しい場合、保険料の免除や猶予を申請することができます。4月から免除申請時点の2年1カ月前の月分まで申請ができるようになります。



健康福祉部国保年金課年金係
995-1813
沼津年金事務所
921-2201



日本年金機構
<http://www.nenkin.go.jp/>

平成26年度の国民年金保険料は 月々15,250円

保険料の納付期限は、翌月末です。たとえば、4月分は5月末までになります。日本年金機構が送る納付書を使って、金融機関、郵便局、コンビニの各窓口で納めるか、口座振替やクレジットカードで納めてください。お手元に納付書がない場合や、新たに口座振替やクレジットカードでの納付を希望される場合は、国保年金課または年金事務所へご連絡ください。納付方法を口座振替にする場合は、金融機関でも手続きができます。

免除申請

本人、配偶者、世帯主各々の申請年度の前年の所得が一定額以下の場合や失業などの理由がある場合、申請すると国民年金保険料の納付が全額免除または一部免除となる制度です。失業したり災害にあったりした場合に適用される特例免除も、4月からは、失業・災害などの前月から失業・災害などのあった年の翌々年6月までの期間、特例免除申請ができるようになります。

若年者納付猶予申請

30歳未満の方で、本人、配偶者各々の前年の所得が一定額以下の場合に、申請により国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

《免除・若年者納付猶予の申請方法》

年金手帳、印鑑(本人署名の場合は不要)、免許証などの身分証明書をお持ちのうえ、国保年金課または年金事務所へ申請してください。

学生納付特例制度

学生の方が申請し、承認を受けることで、納付しなればならない保険料を学校を卒業するまで猶予される制度です。申請は毎年必要です。

《申請方法》

■初めて申請する方

年金手帳、印鑑(本人署名の場合は不要)、学生証(写しの場合は両面)、免許証などの身分証明書をお持ちのうえ、国保年金課または年金事務所へ申請してください。

■2回目以降の方(2月下旬までに平成25年度分の申請を行った方)

平成26年度も引き続き学生である場合は、3月下旬に日本年金機構からハガキ形式の申請書が届きます。必要事項を記入し、返送してください。

申請時の注意

- 申請期間に対応する前年所得に基づき、審査を行います。
- 申請が遅れると万一の際に障害年金などを受け取れない場合があります。

追納

各制度で承認された免除・猶予期間の保険料は、10年以内であれば納付することができます。納めない場合、将来受給額が満額に満たなくなります。追納は国保年金課または年金事務所へ申請してください。